

みやこ町交際費支出基準

1 趣旨

交際費は、町長（町長職務執行者及び職務代理者を含む）又は町長が指名した者が、円滑な行政執行のため町を代表して外部との折衝、交際に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の支出に努めるものとする。

2 支出項目

（１）慶弔費

①祝金

一件につき１０，０００円以内とする。ただし、慶事等の内容を考慮し、この額により難しい場合は、社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とする。

②弔事

弔事の支出は別表のとおりとする。

③見舞

一件につき一律１０，０００円とする。ただし、災害や事故等に起因する支出については、別途協議し、決定する。

（２）賛助金

公に認められた団体及びそれに準じる団体が実施する事業への賛助金、協賛金については、５０，０００円の範囲内で社会通念上認められる必要最小限の額とする。

（３）会費

主催者によって会費の額が定められているときは、その額とし、会費の額が定められていないときは、その会の目的、形式、場所等を考慮して１０，０００円以内の額とする。なお、いずれの場合も政治活動（政治資金規正法第８条の２に基づく政治資金パーティーを含む）に係るものについては支出しない。

（４）激励費

各種全国大会、国際大会及び九州大会等出場時の餞別等は、３０，０００円の範囲内で社会通念上認められる最小限の額とする。ただし、町費から補助金、助成金及び旅費等が支給されている場合は除く。

（５）懇談費

民間の有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的とする懇談は、町

長が特に認めた場合に限り行うものとし、開催に当たっては、目的、内容、相手方等を十分勘案し、必要最小限の参加者となるよう努め、社会通念上認められる必要最小限の額とする。

(6) 雑費

贈答品、記念品等の購入、その他交際に要する雑費の支出に当たっては、社会通念上認められる範囲内で、現に必要とする額とする。

3 その他

支出限度額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める額により難しい場合は、調整できるものとする。また、上記に掲げるものの他、町長が特に必要と認める場合には、必要最小限の額により支出できるものとする。

附 則

この基準は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

区		分	香料(単位:円)	生 花
町長 副町長 教育長	現職	本人	30,000	1対
		配偶者、実父母、子 同居の義父母	10,000	1本
	元	本人	20,000	1本
町議会議員	現職	本人	30,000	1対
		配偶者、実父母、子 同居の義父母	10,000	—
	元	本人	10,000	1本
国会議員 県議会議員	現職	本人	20,000	1本
		配偶者、実父母、子 同居の義父母	10,000	—
	元	本人	10,000	—
県及び関係市町村 3役	現職	本人	20,000	1本
		配偶者、実父母、子 同居の義父母	10,000	—
	元	本人	10,000	—
町の各行政委員 区長	現職	本人	10,000	1本
		配偶者	5,000	
その他の委員	現職	本人	10,000	—
町職員	現職	本人	10,000	1対
		配偶者、実父母、子 同居の義父母	5,000	—
町に対する貢献者		本人	適宜対応	